

別府市総合戦略推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年6月23日

別府市長 長 野 恭 紘

別府市総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 まちをまもり、まちをつくる。べっぷ未来共創戦略（以下「総合戦略」という。）の施策効果の検証等を実施するため、別府市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を報告する。

- (1) 総合戦略で設定した数値目標に対する効果及び評価に関すること。
- (2) 前号の効果及び評価を踏まえた総合戦略の施策の見直し及び総合戦略の改訂に関すること。
- (3) その他総合戦略の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民並びに産業界、教育機関、金融機関及び労働団体等の団体に属する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱する日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項について調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名した者が、その職務を代理する。

5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を委員会に報告する。

7 前項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画部政策推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

(制定理由)

まちをまもり、まちをつくる。べっぷ未来共創戦略の着実な実施と効果検証についての妥当性・客観性を担保するため、外部有識者を参画させる委員会を設置するものである。